

伊予市競争入札参加者資格審査申請書の提出要領
(建設工事・紙提出)

1 申請書受付期間

令和3年5月1日から次回(令和5・6年度)申請書受付に係る公示の前日まで

2 提出部数

1部

3 提出先

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊820番地

伊予市総務部財政課監理担当(市役所3階)

TEL(089)909-6384

4 提出方法

持参又は郵送(1の受付期間内に3の提出先まで必着のこと)

5 申請資格

申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税)及び伊予市税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする業務については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していること。

「地方自治法施行令抜粋」

第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

6 提出書類

提出書類はA4版ファイル(ブルー)に下記の順で綴って提出することとし、表紙及び背表紙に、申請表題(競争入札参加者資格審査申請書)及び会社名を記載して下さい。

- (1) 伊予市競争入札参加者資格審査申請書(建設工事)[伊予市様式]

※統一様式不可

様式は3に掲げる場所にて配布、または市ホームページからダウンロードできます。

- (2) 登記事項証明書（法人）・身分証明書（個人事業者）（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）〔写可〕
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書〔写〕
ただし、申請時に最新の結果通知書が提出できない場合は経営規模等評価申請書〔写〕で可とするが、結果通知書が出来次第提出すること。
 - 審査基準日が本申請を行う日より1年7ヵ月以内であること。
 - 申請業種の総合評定値（P）点が記載されていること。
- ※ 社会保険等への加入状況は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書〔写〕の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。経営事項審査申請後に社会保険等へ加入した場合は、申請日現在に社会保険等に加入されていることが確認できる資料を提出してください。
- (4) 建設業許可証明書又は建設業許可通知〔写〕
- (5) 申請時点の専任技術者証明書（建設業許可申請書類別紙4又は様式第8号）〔写〕
- (6) 未納税額のないことを証明する書類（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
 - 伊予市内に本店、営業所を有する等、伊予市税の納税義務者
 - ・市税の完納証明書及び国税の納税証明書（個人「その3の2」、法人「その3の3」）〔写可〕
 - その他の者
 - ・国税の納税証明書（個人「その3の2」、法人「その3の3」）〔写可〕
- (7) 印鑑証明書〔写可〕（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
- (8) 直前1年の財務諸表〔写〕（法人；貸借対照表・損益計算書等、個人；所得税確定申告書等）
- (9) 申請書の①申請者又は②受任者の住所が伊予市内の方は技術職員の有する各種合格証又は免許証等〔写〕（同種の資格は上位等級のみで可）
- (10) 理由書

7 有効期間

資格認定の日の翌月1日から令和5年3月31日まで

※資格認定審査を申請書の受付日の翌月に行いますので、申請書提出月の翌々月からとなります。

8 申請書の一般的記載要領

- (1) 記入は、特に定めのある場合を除いて、提出日現在で記入して下さい。
- (2) インク又はボールペンで丁寧に記入するか、ホームページからダウンロードしパソコンで作成して下さい。各種証明書の写し及び印鑑の押印は鮮明なものとして下さい。
- (3) 数字は特に定めのある場合を除いて、アラビア数字（0・1・2・3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷しているものについては、該当項目を○印で囲んで下さい。
- (4) 金額欄は、すべて千円単位で記入して下さい。
- (5) 原本以外は、全てA4サイズとして下さい。
- (6) 年号の明治はM・大正はT・昭和はS・平成はH・令和はRを用いて記入して下さい。

9 申請書の項目別記載要領

① 欄

住所は登記事項証明書に記載された正式な表示をそのまま記入して下さい。

職名は契約書に記載する名称を記入して下さい。

建設業許可を受けている「主たる営業所」の所在地等が登記事項証明書と異なる場合は、「主たる営業所の所在地」と「登記住所」の両方をわかるように記入してください。

② 欄

受任する支店、営業所等は申請業種に係る建設業の許可を受けていること。

③ 欄

申請する業種を「業種区分一覧」から選択し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）及び完成工事高（2年平均もしくは3年平均）を記入して下さい。

記入欄が不足した場合は、適宜、欄を追加してください。

許可区分は建設業の許可区分を「特定」・「一般」に分けて記入して下さい。

⑤ 欄

使用印欄は入札及び契約の際に使用する印鑑を押印して下さい。

⑥ 欄

創業・最初に受けた建設業の許可（登録）、組織変更、企業合併、事業継承、従業員数等について詳しく記入して下さい。

⑦・⑧ 欄

建設業退職金共済組合や健康保険等の加入状況を選択してください。

⑨ 欄

直前2年間の主な工事实績を、申請業種ごとにまとめて記載して下さい。

⑩ 欄

「監理・主任」欄は、監理技術者は監と主任技術者は主と記入して下さい。

「経験年数」欄は、現在所属している事業所の在職期間ではなく、技術者としてのトータルでの経験年数を記入して下さい。

「実務経歴」欄には、主任（監理）技術者として従事した直近の工事名等を記入して下さい。

10 その他

- それぞれの記入箇所に余白が無くなった場合は、適宜、用紙を追加して下さい。（営業の沿革、工事实績、有資格者名簿については必要事項が記載されていれば、「別紙」として自社様式での提出も可とします。）
- 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに競争入札参加資格者変更申請書（様式第2号）により届け出て下さい。
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、毎営業年度経過後、決算がまとまり次第、速やかに審査申請を行い、その結果通知書の写しを提出して下さい。
※通知書の再提出による格付けの変更は行いません。
- 受領票が必要な方は、申請者において郵便はがき等に住所、会社名等を記入した返信用の受領票を作成の上、申請ファイルに添付して下さい。

※参考例

(表)

切手
申請者住所
商号又は名称

(裏)

受領票
申請者 株.....
競争入札参加者資格審査申請書を受領しました。
受領(確認)印

業種区分一覧

(建設工事)

業種	業種名	細目コード	区分名	内容	備考
01	土木一式	01	土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	
		02	プレストレストコンクリート	プレストレストコンクリート工事	
02	建築一式	01	建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
03	大工	01	大工	大工工事・型枠工事・造作工事	
04	左官	01	左官	左官工事・モルタル工事等・吹付け工事・とぎ出し、洗い出し工事	
05	とび・土工・コンクリート	01	とび・土工・コンクリート	とび工事等・くい工事等・コンクリート工事等・地すべり防止工事等	
06	法面	01	法面		
07	石	01	石	石積み(張り)工事・コンクリートブロック積み(張り)工事	
08	屋根	01	屋根	屋根ふき工事	
09	電気	01	電気	発電、変電設備工事・送配電線工事・構内電気設備工事・照明設備工事等	
10	管	01	管	冷暖房、空調、給排水、給湯、厨房、衛生設備工事・浄化槽工事等	
11	タイル・レンガ・ブロック	01	タイル・レンガ・ブロック	コンクリートブロック積み(張り)・レンガ積み、タイル張り、築炉工事等	
12	鋼	01	鋼構造物	鉄骨、橋梁、鉄塔工事・タンク設置工事等・水門、門扉等設置工事等	
		02	鋼橋上部	鋼橋上部工事	
13	鉄筋	01	鉄筋	鉄筋加工組立工事・ガス圧設工事	
14	ほ装	01	ほ装	アスファルト、コンクリート舗装工事等・路盤築造工事	
15	しゅんせつ	01	しゅんせつ	しゅんせつ工事	
16	板金	01	板金	板金加工取付け工事・建築板金工事	
17	ガラス	01	ガラス	ガラス加工取付け工事	
18	塗装	01	塗装	塗装、容射、ライニング、布張り仕上げ、鋼構造物塗装、路面表示工事	
19	防水	01	防水	アスファルト、モルタル、塗膜、シート、注入防水工事・シーリング工事	
20	内装	01	内装仕上	インテリア、天井・床仕上、壁張り、たたみ、ふすま、家具、防音工事等	
21	機械	01	機械器具設置	機械器具の組立等により工作物を建設、又は機械器具を取付ける工事	
22	熱絶縁	01	熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	
23	電気通信	01	電気通信	有(無)線電気通信、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	
24	造園	01	造園		
25	さく井	01	さく井	さく井機械を用いて行うさく井(孔)工事。揚水設備工事等	
26	建具	01	建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	
27	水道施設	01	水道施設	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理設備工事	
28	消防施設	01	消防施設	火災警報設備、消火設備等消火活動に必要な設備の設置又は取付け等工事	
29	清掃施設	01	清掃施設	ごみ処理施設工事・し尿処理施設工事	
30	解体	01	解体	工作物の解体等を行う工事	